

丸亀市・善通寺市・多度津町
広域消防運営計画（案）

令和 8 年 7 月

はじめに

消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を的確に行うことを任務としています。

近年、消防を取り巻く環境は、高齢化率の急激な高まりによる救急出動件数の爆発的な増加や大規模化する自然災害への対応など複雑・多様化しています。また、近い将来、直下型の活断層地震や南海トラフ巨大地震など国難レベルの大規模災害が広範囲で発生することが予想されており、消防は、これらのいかなる災害であっても迅速かつ的確に対応し、住民の生命、身体及び財産を守る責務を将来にわたり全うしなければなりません。

こうした状況の中、香川県の中讃地区である丸亀市・善通寺市・多度津町を含む2市3町で定住自立圏の形成に関する協定書を締結し、消防間での連携強化に努めており、丸亀市・善通寺市・多度津町の2市1町は、平成24年度に消防救急デジタル無線共同整備、平成26年度に消防指令センターの共同運用を開始、また令和元年度に救急ゼロ隊運用の開始など、広域化に向けての取り組みを進めてきました。

消防広域化の推進期限が令和11年4月1日に延長されたことを受け、本格的に広域化に向けての消防間協議を令和6年4月から行うこととし、「災害発生時の初動体制の強化」、「統一的な指揮の下での効果的な部隊運用」、「現場活動要員の増強」、「救急業務や予防業務の専門性の強化」、「現場到着時間の短縮」など消防力、救急力の向上が見込まれることから、令和9年4月を目途に広域化することが合意され、令和7年4月1日に法定協議会を設置し、広域消防運営計画の策定に向けた協議をしてまいりました。

この広域消防運営計画は、広域化後の新たな消防本部の円滑な運営を確保するため、消防法、市町村の消防の広域化に関する基本指針を踏まえ策定したものであり、広域化後における住民の安心安全を司る消防体制の整備、及び充実強化を図るための基本的な計画として位置付けるものです。

丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会

目 次

第1章 現況	1
1 構成市町	1
(1) 構成2市1町の概要	1
(2) 構成市町位置	2
2 構成消防本部の概要	2
(1) 消防署所等の位置	2
(2) 消防本部の概要	3
(3) 消防署所の名称・位置	3
(4) 組織図	3
3 人口減少と少子高齢化	4
(1) 人口の減少	4
(2) 少年人口比率(0-14歳)の推移	4
(3) 生産年齢人口比率(15-64歳)の推移	4
(4) 高齢者人口比率(65-74歳)の推移	5
(5) 後期高齢者人口比率(75歳以上)の推移	5
(6) 年齢区分別人口推計	5
4 消防予算の推移	6
(1) 消防費に係る基準財政需要額	6
(2) 消防費決算額	6
(3) 消防費決算額と住民一人当たりの額	6
(4) 消防予算の推測	6
第2章 消防の現状	7
1 消防職員の現状	7
(1) 職員定数と実員数	7
(2) 職員総数	7
(3) 階級別職員数	7
(4) 年齢別職員数	8
(5) 勤続年数別職員数	8
(6) 吏員資格取得状況	9
2 消防車両の保有状況	9
3 防火対象物及び危険物施設の状況	9
(1) 防火対象物数	9
(2) 立入検査実施数	9
4 消防活動の状況	10
(1) 火災の状況	10
(2) 救助の状況	10

(3) 救急の状況	10
(4) 119 番入電件数	11
(5) 救急ゼロ隊運用	11
(6) 災害対応の進化	11
第3章 消防広域化の効果等	12
1 消防広域化について	12
(1) 広域化の背景	12
(2) 広域化の推移	12
2 消防広域化によるメリット	13
(1) 初動体制の強化	13
(2) 現場到着時間の短縮	14
(3) 待機部隊の確保	14
(4) 本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強	15
(5) 救急業務及び予防業務の高度化及び専門化	15
(6) 人事ローテーションの効果	15
3 消防体制の基盤強化	16
(1) 高度な資機材等の計画的かつ効率的な整備	16
(2) 高度な部隊の配置	16
(3) 人事異動・研修の充実など組織の活性化	16
4 財政負担の軽減	16
(1) 重複投資の効率化	16
5 広域化による効果のまとめ	16
(1) 現場到着時間の算定	17
(2) 現場到着圏内による算定	18
第4章 広域化後の消防の円滑な運営確保に関する事項	19
1 基本事項	19
(1) 広域化の方式	19
(2) 共同処理事務	19
(3) 広域化のスケジュール	19
2 組織	19
(1) 消防本部の位置	19
(2) 組合・消防本部名及び消防署の名称	19
(3) 消防本部及び消防署の組織、事務分掌等	19
(4) 署所配置	20
(5) 消防署所の管轄区域	20
(6) 消防本部の権限、決裁等	20
(7) 部隊運用等	20

(8) 勤務形態及び勤務時間	21
(9) 職員定数	21
(10) 採用計画	21
(11) 職員配置	21
(12) 議員定数	22
(13) 議員選挙方法	22
(14) 議会運営等	22
(15) 監査委員	22
(16) 公平委員会	22
3 人事管理等	22
(1) 任用、人事等	22
(2) 職員給与の調整	22
(3) 諸手当等	22
(4) 職名及び階級	23
(5) 教育訓練・研修等、消防機関等への派遣、階層別研修、資格取得	23
(6) 貸与物品等	23
(7) 庶務	24
4 施設整備	24
(1) 消防力整備計画	24
(2) 通信施設	24
(3) 消防水利	24
(4) 電算システム	24
5 財政・財産	24
(1) 経費の負担方法	24
(2) 財産の取扱い	25
(3) 債務の取扱い	25
6 消防団との連携	26
(1) 消防団との協力体制（消防団事務）	26
(2) 消防団との連携	26
7 防災・国民保護部局との連携確保	26
(1) 災害対策本部との連携	26
(2) 防災部局との連携	26
8 消防協力団体との連携	26
9 補助金・交付金等	26
10 予算、契約等	27
(1) 予算	27
(2) 契約事務	27
11 組合規約	27

第5章 消防広域化の検討体制と経過	28
1 協議会設立	28
2 協議会等の開催状況	28
(1) 丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会	28
(2) 丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化幹事会	28
(3) 丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化専門部会	28
(4) 丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化作業部会等	28
資料	
1 消防広域化スケジュール	29
2 広域化後の消防車両更新計画	30

第1章 現況

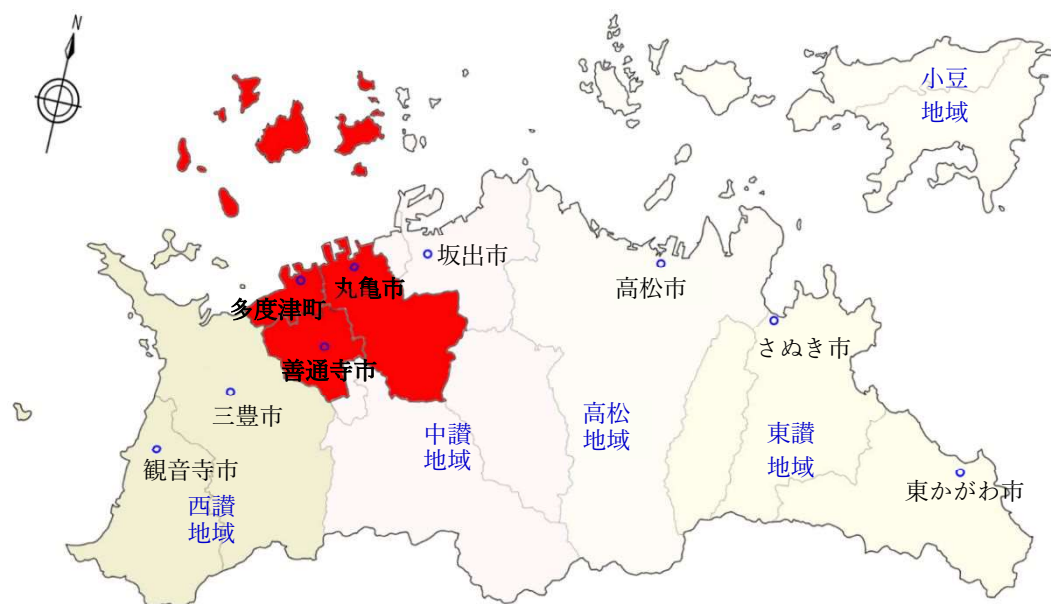
1 構成市町

(1) 構成2市1町の概要

(令和8年4月1日現在)

市 町 名 市 章・町 章	人 口 世帯数 面 積	市 町 の 概 要
丸亀市 	○107,011 人 ○47,289 世帯 ○111.83 km ²	丸亀市は、香川県の海岸線側のほぼ中央部に位置しており、北は風光明媚な瀬戸内海国立公園に面し、南は讃岐山脈に連なる山々を有し、市域は讃岐平野の一部を形成する平坦な田園地帯が広がっています。また、瀬戸内海には本島、広島、手島、小手島、牛島などの島々が点在しています。平成17年には、旧丸亀市、旧綾歌町及び旧飯山町が合併し、新たな丸亀市が発足しました。これにより、中西讃地区において自治体として初めて人口が10万人を超え、中讃地域の核として重要な役割を担っています。
善通寺市 	○29,317 人 ○13,161 世帯 ○39.93 km ²	善通寺市は、香川県の西北部に位置し、南は琴平町及びまんのう町、北は丸亀市及び多度津町、西は三豊市に隣接しています。中讃地域の中核として、産業、教育及び文化の各分野において重要な役割を担うとともに、四国横断自動車道の善通寺ICを有するなど、物流拠点としての機能を備えた陸の要衝となっています。また、我が国文化に大きな影響を与えた弘法大師（空海）の生誕地として知られ、真言宗総本山善通寺をはじめ、市内各所に宗教的霊地に関する史跡が数多く存在しています。
多度津町 	○21,465 人 ○10,773 世帯 ○24.39 km ²	多度津町は、香川県の北西部に位置し、東は丸亀市、西は三豊市、南は善通寺市、北は風光明媚な瀬戸内海国立公園に面しています。瀬戸内海上には、多度津町本土から近い順に高見島、佐柳島の2つの有人島があり、佐柳島は岡山県笠岡市と接しています。また、古くから海上および陸上交通の要衝として栄え、現在もJR四国土讃線の起点であり、予讃線が接続する交通の結節点である多度津駅などを有しています。

(2) 構成市町位置



2 構成消防本部の概要

(1) 消防署所等の位置



(2) 消防本部の概要

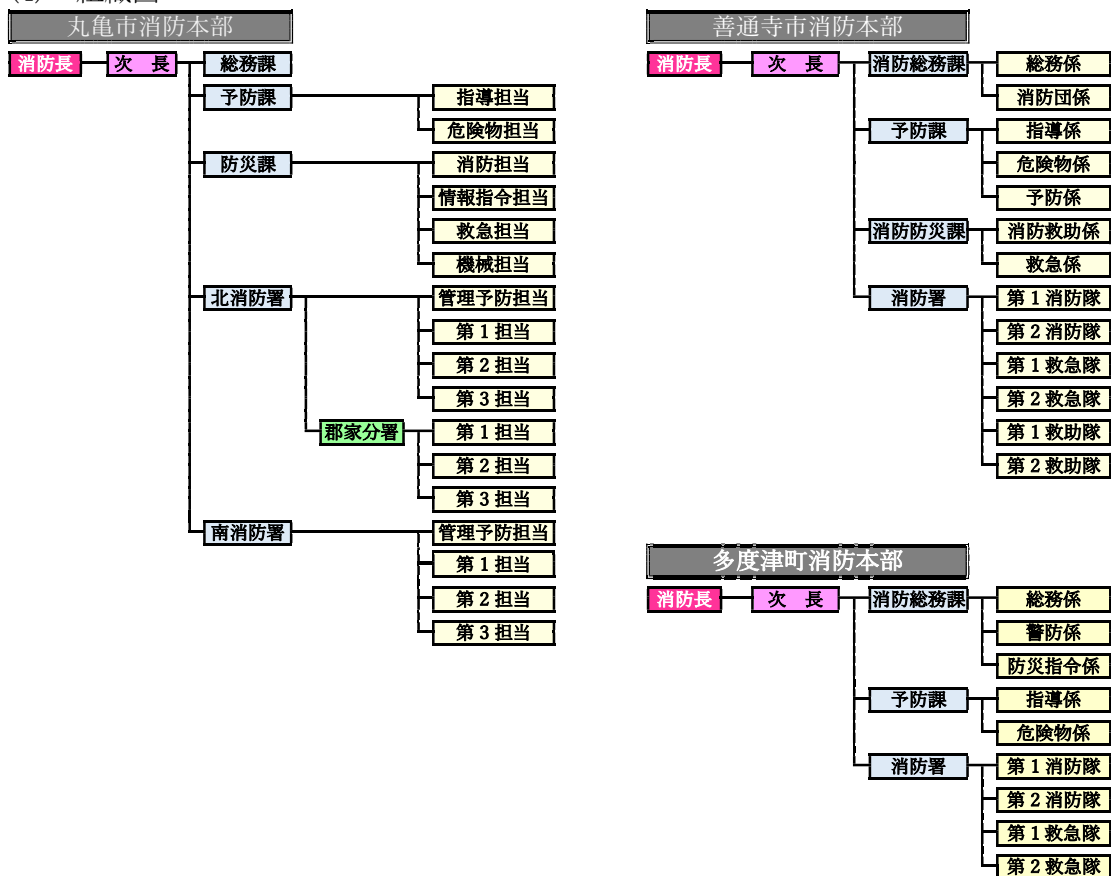
(令和8年4月1日現在)

	丸亀市 消防本部	善通寺市 消防本部	多度津町 消防本部	合 計
事務処理方式	単独	単独	単独	2市1町
管内人口	107,011人	29,317人	21,465人	157,793人
管内面積	111.83 k m ²	39.93 k m ²	24.39 k m ²	176.15 k m ²
職員数	121人	48人	39人	208人
消防本部	1	1	1	3
消防署	2	1	1	4
分 署	1	—	—	1

(3) 消防署所の名称・位置

本部名	署所	位 置
丸 亀 市 消 防 本 部	北消防署	丸亀市大手町二丁目1番37号
	郡家分署	丸亀市郡家町1033番地1
	南消防署	丸亀市飯山町下法軍寺296番地1
善 通 寺 市 消 防 本 部	善通寺市消防署	善通寺市文京町四丁目1番3号
多 度 津 町 消 防 本 部	多度津町消防署	多度津町大字青木951番地8

(4) 組織図

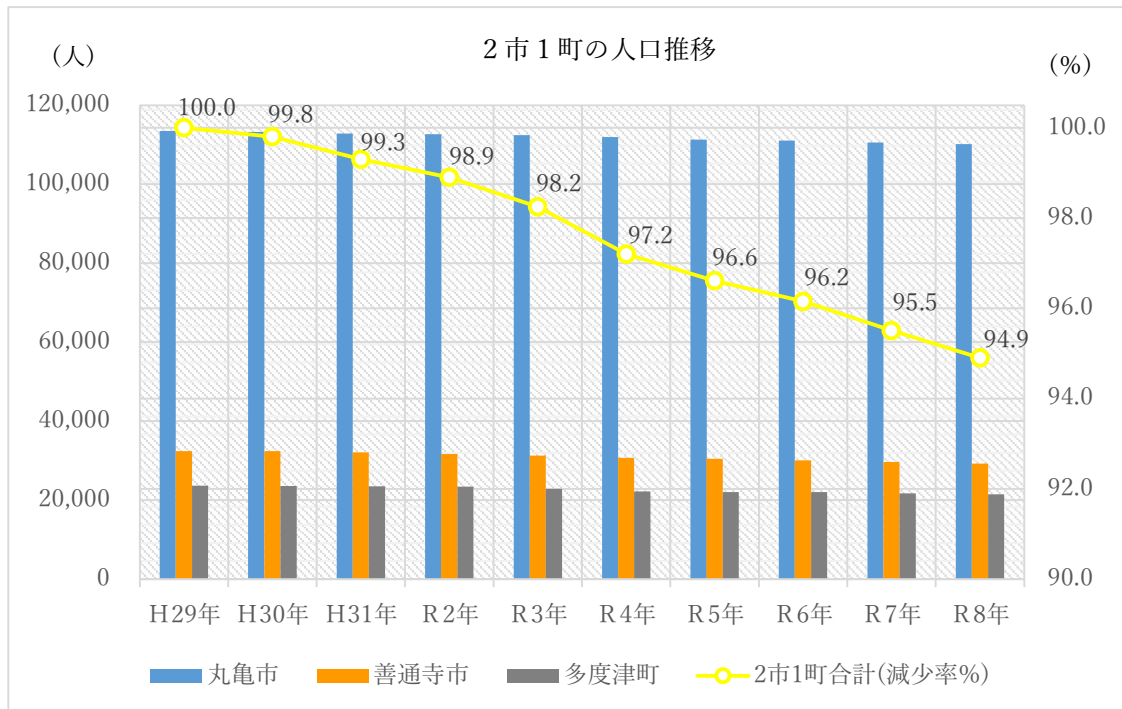


3 人口減少と少子高齢化

(1) 人口の減少

人口減少及び少子高齢化の加速度的な進展により、3消防本部管内の人口は、国勢調査によると、前回(令和2年)16万3,589人で前々回(平成27年)の16万6,303人と2,714人の減少となっています。

また、住民基本台帳によると、令和8年の人口は16万844人で、平成29年と比較して8,683人減少しており、人口規模は当時の94.9%となっています。



(出典) H29年～R8年 住民基本台帳(3月末日)

(2) 少年人口比率(0-14歳)の推移

	H12	H22	R2	R12	R22
丸 亀 市	15.2%	15.0%	13.4%	11.4%	11.1%
善通寺市	14.3%	13.1%	12.2%	10.3%	10.6%
多度津町	13.8%	13.4%	11.5%	9.6%	9.1%

(3) 生産年齢人口比率(15-64歳)の推移

	H12	H22	R2	R12	R22
丸 亀 市	66.1%	62.5%	57.6%	58.2%	54.9%
善通寺市	64.6%	61.1%	57.0%	56.8%	54.7%
多度津町	63.9%	59.8%	56.1%	57.0%	54.5%

(4) 高齢者人口比率(65-74 歳)の推移

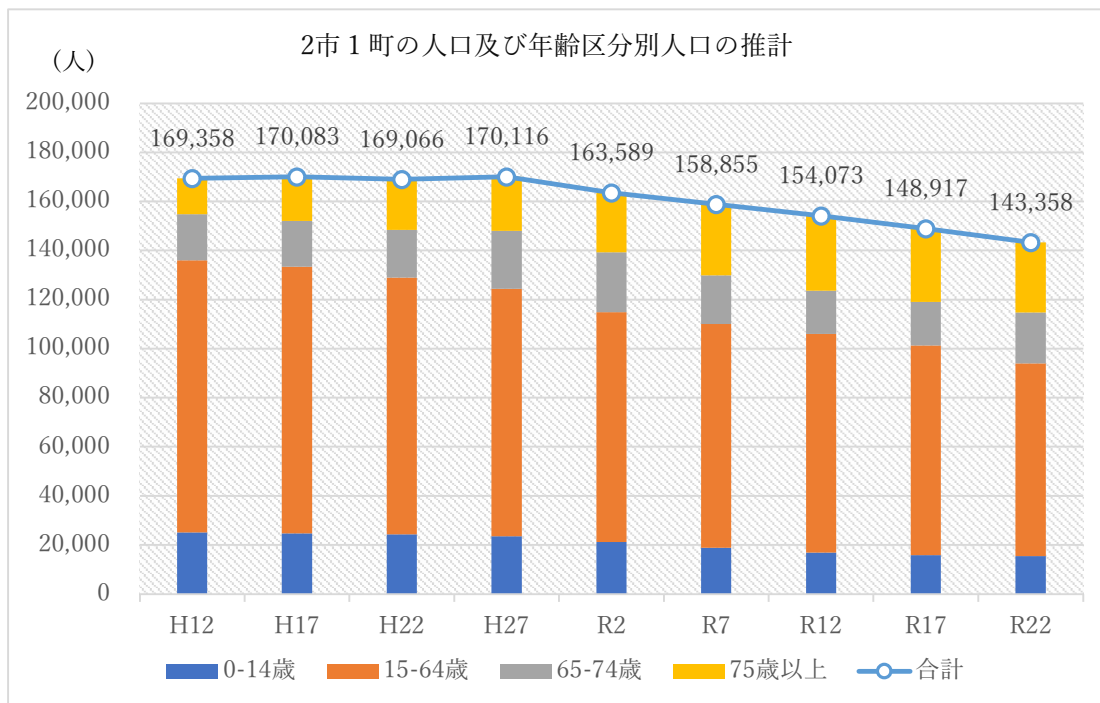
	H12	H22	R2	R12	R22
丸 亀 市	10.5%	11.2%	14.7%	11.3%	14.7%
善通寺市	11.8%	11.9%	15.0%	11.6%	13.2%
多度津町	12.9%	12.3%	15.8%	12.0%	14.9%

(5) 後期高齢者人口比率(75 歳以上)の推移

	H12	H22	R2	R12	R22
丸 亀 市	8.2%	11.2%	14.3%	19.1%	19.3%
善通寺市	9.4%	13.9%	15.8%	21.4%	21.5%
多度津町	9.5%	14.5%	16.6%	21.4%	21.4%

(6) 年齢区分別人口推計

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計（令和 5 年推計）によると、3 消防本部管内においても、今後人口の減少が見込まれています。令和 22 年には 14 万 3,358 人となり、平成 27 年と比較して 2 万 6,758 人の減少となるものと推測されています。年齢区分別にみると、0-14 歳(年少人口)及び 15-64 歳(生産年齢人口)の人口は減少する一方で、65-74 歳(前期高齢者人口)及び 75 歳以上(後期高齢者人口)は増加する傾向にあります。



(出典) 実績値：H12 年～R2 年 総務省「国勢調査」

推計値：R12 年～R22 年 国立社会保障・人口問題研究所「令和 5 年将来推計人口」

4 消防予算の推移

(1) 消防費に係る基準財政需要額(千円)

構成市町	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
丸 亀 市	1,424,510	1,400,447	1,407,544	1,430,526	1,495,176
善通寺市	482,028	476,526	488,372	496,792	509,675
多度津町	362,887	356,719	363,208	368,667	379,603

(2) 消防費決算額(千円)

構成市町	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
丸 亀 市	1,277,333	1,422,191	1,959,584	1,492,794	
善通寺市	437,116	448,345	431,168	458,040	
多度津町	497,768	341,050	346,432	383,378	

※R7年度は決算未確定のため空欄

(3) 消防費決算額と住民一人当たりの額(円)

構成市町	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
丸 亀 市	11,742	13,151	18,170	13,891	
善通寺市	14,237	14,733	14,339	15,464	
多度津町	21,808	15,354	15,725	17,430	

※R7年度は決算未確定のため空欄

(4) 消防予算の推測

構成市町の財政状況については、地方交付税の算定基礎となる基準財政需要額の消防費に関する測定単位が人口となっていることから、人口減少に比例して消防費に係る地方交付税額も減額されていくものと見込まれます。

また、消防経費の大半は人件費である一方、消防車、救急車等の車両や消防資機材については、安定的な消防サービスを提供する観点から更新年限を設定しています。特に、はしご車や救助工作車といった特殊車両は高額であり、その際の財政負担は大きなものとなります。

さらに、人口減少と高齢化が同時に進行する中で、消防費の総額が増加した場合、一人当たりの負担額は増加することになります。特に、生産年齢人口の減少により、働き手一人当たりの負担はより大きくなる可能性があります。

したがって、効率的な消防・救急体制の構築や広域連携による経費削減などの対策が求められるとともに、住民の安全を確保しつつ、持続可能な財政運営を実現するためのバランスの取れた施策が必要となります。

第2章 消防の現状

1 消防職員の現状

(1) 職員定数と実員数

丸亀市は、平成17年3月の市町合併により、新丸亀市消防本部(定数122名)が発足し、現在に至っており、消防職員の実員数は121名であり、定数を1名下回っています。善通寺市消防本部は、昭和62年の善通寺IC供用開始に伴い定数を43名に増員したものの、その後は定数の減が続いていました。現在は定数41名に対し実員数は48名となっています。また、多度津町消防本部は定数45名に対し実員数は39名となっています。

善通寺市、多度津町消防本部ともに救急出動の増加に伴う非番招集が頻繁に行われていることから、増員を進めているところです。

(令和8年4月1日現在)

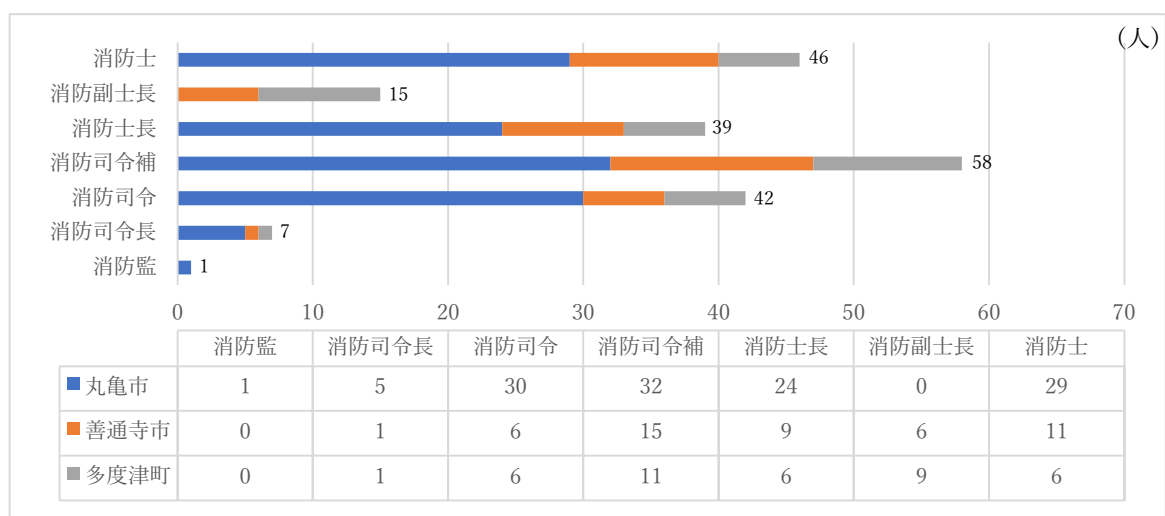
構成市町	定数	実員数	改正履歴	定数増減
丸 亀 市	122	121	平成17年3月 122	0
善通寺市	41	48	昭和62年4月 43 平成30年4月 41	-2
多度津町	45	39	平成 9年3月 34 令和 7年3月 45	+11

(2) 職員総数

(令和8年4月1日現在)

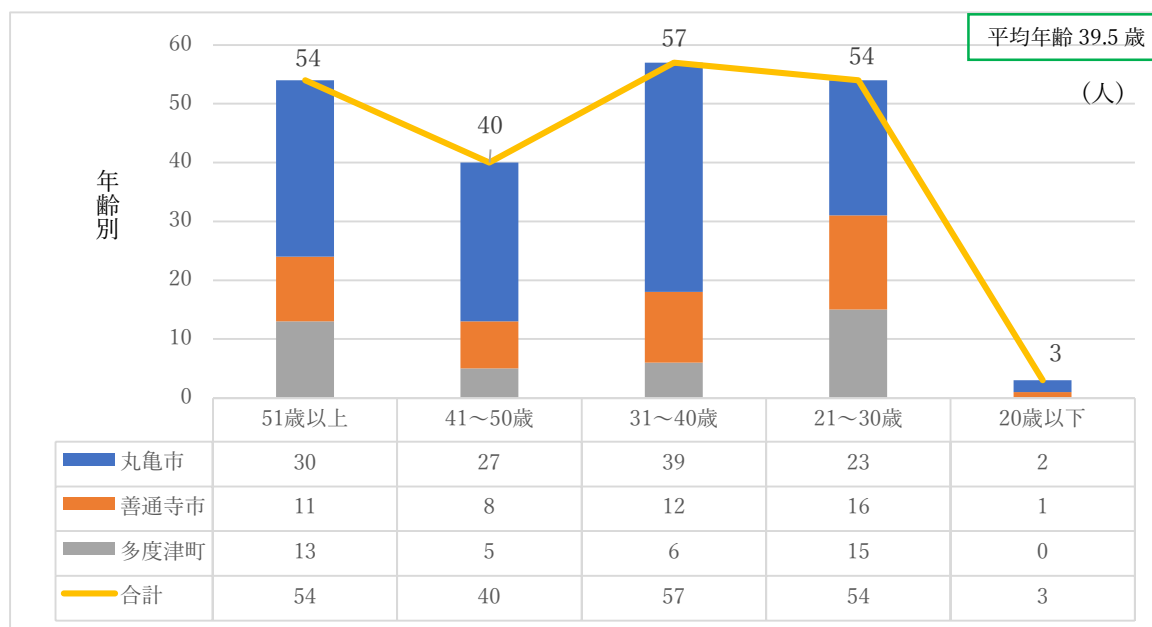
消防本部名	消防吏員(内再任用)	消防職員等	合 計
丸 亀 市	120 (1)	1	121
善通寺市	48 (1)	0	48
多度津町	39	0	39
合 計	207 (2)	1	208

(3) 階級別職員数



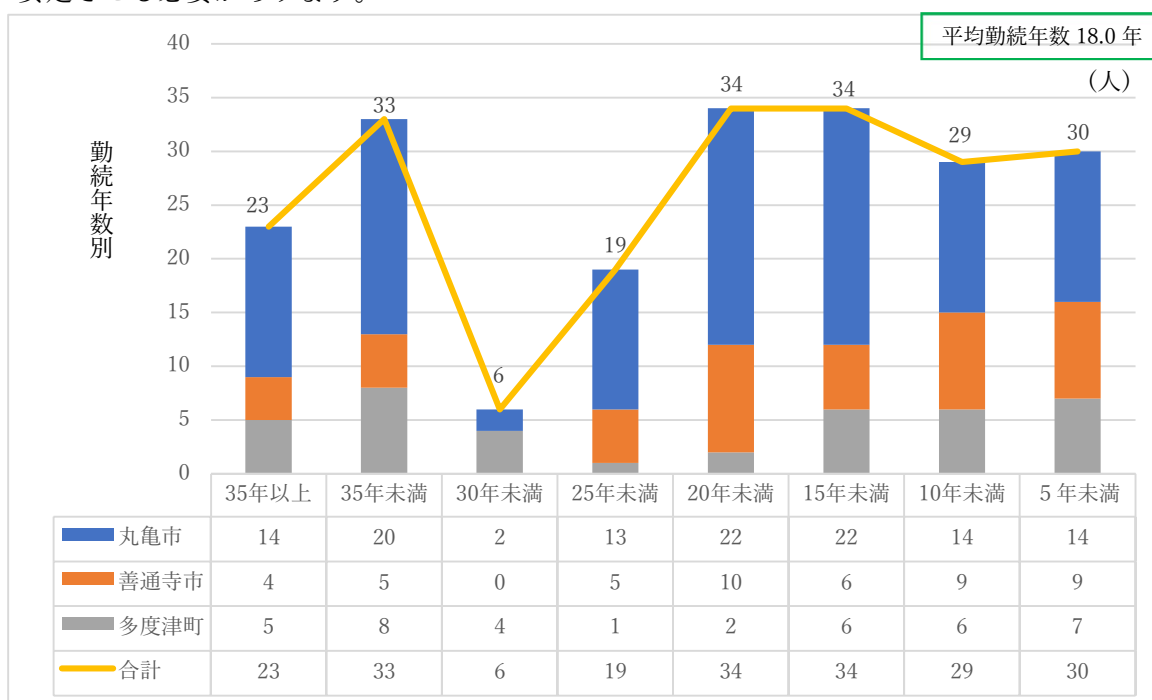
(4) 年齢別職員数

消防職員の平均年齢は35歳から38歳程度で推移していますが、定年延長の影響により、今後は平均年齢の上昇が見込まれます。高齢期職員の経験や知識を活かすことができる一方で、新たな技術や変化への適応に課題が生じる可能性があります。



(5) 勤続年数別職員数

勤続年数に大きなばらつきが見られ、技能及び知識の格差や世代間のコミュニケーション上の問題などが懸念されます。採用人数の平準化を図り、組織の人員構成や年齢構成を安定させる必要があります。



(6) 吏員資格取得状況

(令和8年4月1日現在)

構成市町	救急救命士		予防技術資格者		大型自動車免許	
	人	比率(%)	人	比率(%)	人	比率(%)
丸 亀 市	65	53.7	17	14.0	81	66.9
善通寺市	25	52.1	18	37.5	36	75.0
多度津町	19	48.7	8	20.5	27	69.2
合 計	109	52.4	43	20.7	146	69.2

2 消防車両の保有状況

消防力の整備指針に基づく車両の保有状況については、多度津町消防本部のはしご車1台を除き充足しています。2市1町においては、はしご車の共同整備及び運用について協議を行いました。人員不足により実現には至らなかった経緯があります。

(令和8年4月1日現在)

構成市町	指揮車	水槽付ポンプ車	ポンプ車	救助工作車	化学車	はしご車	高規格救急車	火災調査車	資器材搬送車	広報車	その他
丸 亀 市	2	2	8	2	1	1	6	2	2	2	8
善通寺市	1	1	2	1		1	3	1	1	1	3
多度津町		1	2	1			3		2		3
合 計	3	4	12	4	1	2	12	3	5	3	14

3 防火対象物及び危険物施設の状況

(1) 防火対象物数

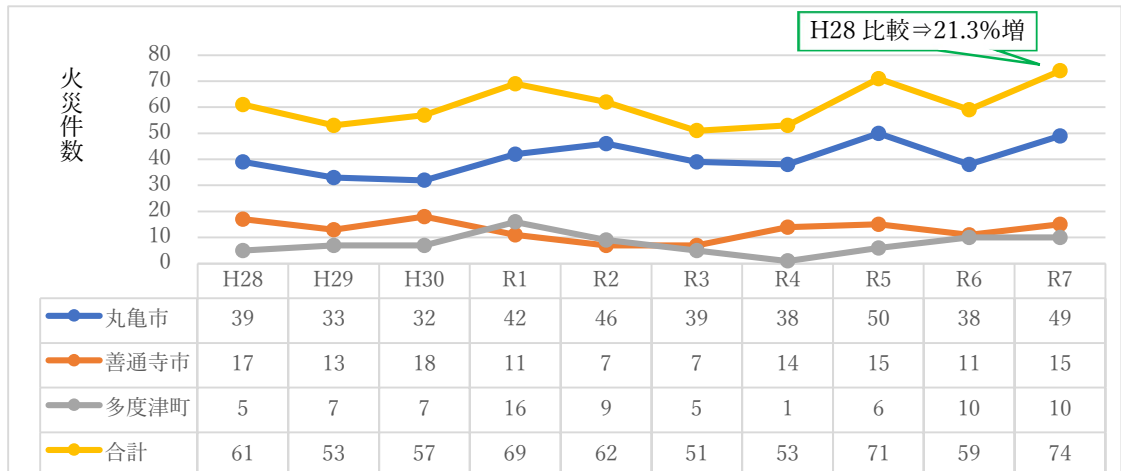
構成市町	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
丸 亀 市	3,745	3,813	3,787	3,779	3,805
善通寺市	1,435	1,360	1,318	1,323	1,324
多度津町	750	749	754	757	762
合 計	5,930	5,922	5,859	5,859	5,891

(2) 危険物施設数

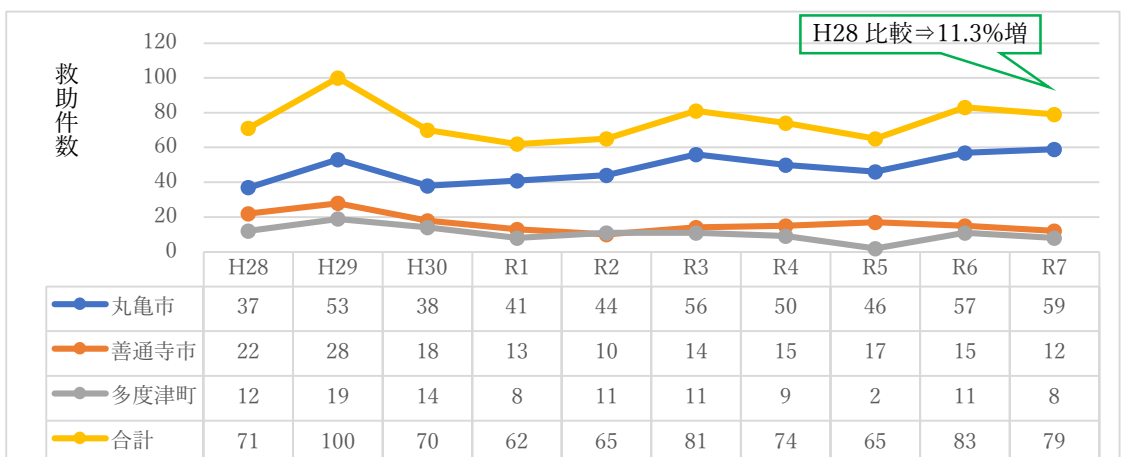
構成市町	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
丸 亀 市	329	322	311	312	313
善通寺市	90	90	88	99	98
多度津町	104	103	101	98	95
合 計	523	515	500	509	506

4 消防活動の状況

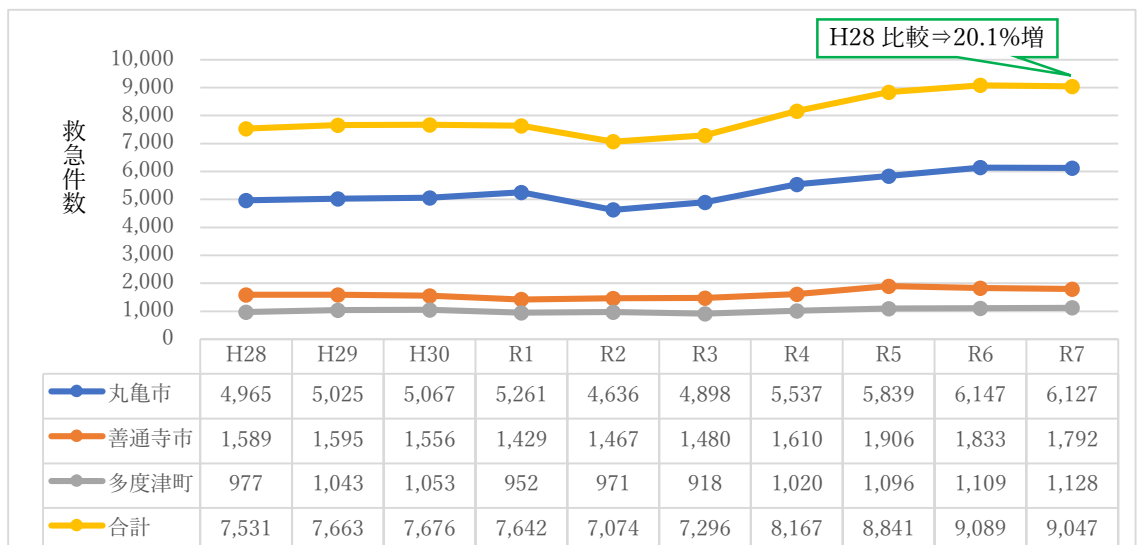
(1) 火災の状況



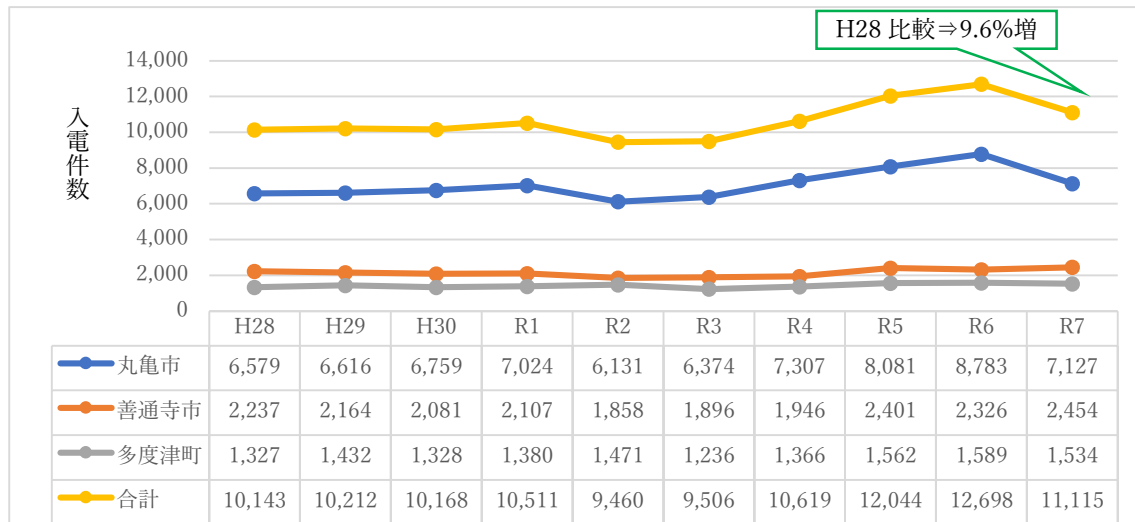
(2) 救助の状況



(3) 救急の状況



(4) 119番入電件数



(5) 救急ゼロ隊運用件数（令和元年11月1日運用開始）

構成市町	R1年度		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度		R6年度		R7年度	
	応援	受援	応援	受援	応援	受援	応援	受援	応援	受援	応援	受援	応援	受援
丸 亀 市	1	2	4	1	6	2	5	5	3	14	5	18	6	22
善通寺市	2	1	6	4	5	6	12	9	19	5	18	11	16	7
多度津町	1	1	4	9	4	7	8	11	9	12	15	9	13	6
合 計	4	4	14	14	15	15	25	25	31	31	38	38	35	35

(6) 災害対応の進化

火災、救助及び救急の各分野における出動件数並びに119番通報は、10年前と比較して増加しています。この増加の背景には、災害発生件数の増加に加え、個々の災害の規模が拡大していることが要因と考えられます。これらの傾向は、消防サービスへの需要が高まっていることを示しており、消防体制の強化の必要性を示唆しているといえます。

火災については、建築物の高層化や複雑化等により災害実態が変化しており、より対応が困難になっています。救助については、火災や救助事故に加え、水難救助や自然災害、さらにはNBC災害など特殊な災害にも対応が求められるなど、対象範囲が拡大しています。

救急については、救急救命士の処置範囲の拡大に伴い、より高度な医療行為が求められるなど、活動内容が高度化しています。併せて、高齢化社会への対応や感染症対策への強化など、救急サービスの質的向上が求められています。

119番通報に係る受信業務については、高機能指令台の導入により通信員の役割が大きく変化しており、従来の通信技術に加え、高度なIT技術やコールトリアージ能力が求められるなど、より専門的かつ重要な役割となっています。

令和元年11月から開始された救急ゼロ隊運用については、救急件数の増加に伴い利用が増加しており、要請に対する地域全体の救急対応力の向上に寄与しています。

第3章 消防広域化の効果等

1 消防広域化について

(1) 広域化の背景

消防広域化に至る背景には、社会構造や災害環境の大きな変化があります。人口減少や少子高齢化の進行により自治体の財政基盤は縮小し、小規模消防本部では必要な人員や資機材の確保が困難になっています。一方で、住民の安心・安全に対するニーズは高まり、救急出動件数の増加や予防業務の専門化・高度化への対応が求められています。

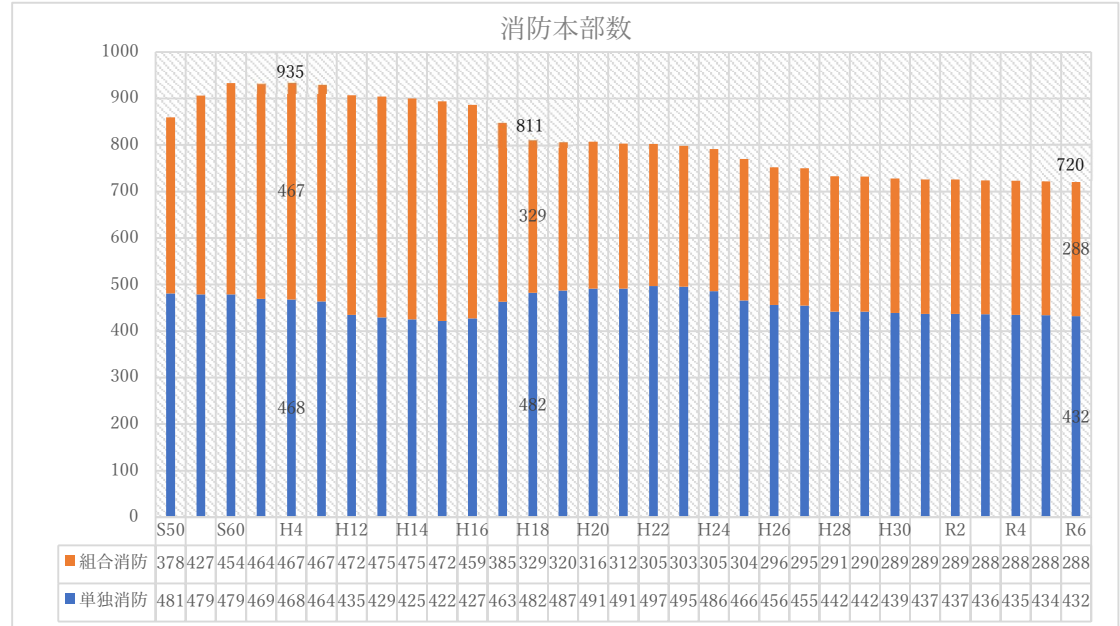
さらに、南海トラフ巨大地震に代表される大規模災害の激甚化・頻発化や感染症の拡大など、消防が対応すべき課題は年々複雑化しています。こうした事態に的確に対応するためには、まずは平時から迅速に動ける組織力を高めておく必要があります、そのうえで非番職員の招集を含めた柔軟な人員運用や、広域的な応援体制の整備が不可欠であります。

このような中、平成26年度には丸亀市・善通寺市・多度津町で通信指令の共同運用を開始、さらに令和元年度には救急のゼロ隊運用を導入するなど、まずは消防の協力体制の強化として、現行体制内での対応力の向上を図ってきました。

しかし、これらの取り組みには限界があり、将来を見据えると、消防本部の規模を引き上げて行財政上のスケールメリットを活かし、持続可能な消防体制を構築することが必要であると判断し、2市1町の消防を広域的に再編する検討を開始することとしました。

(2) 広域化の推移

消防本部数は平成4年4月1日に最多935本部でしたが、平成18年6月「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の策定後は、59地域で広域化が実現し、令和6年4月1日には720本部と消防広域化が進んでいます。

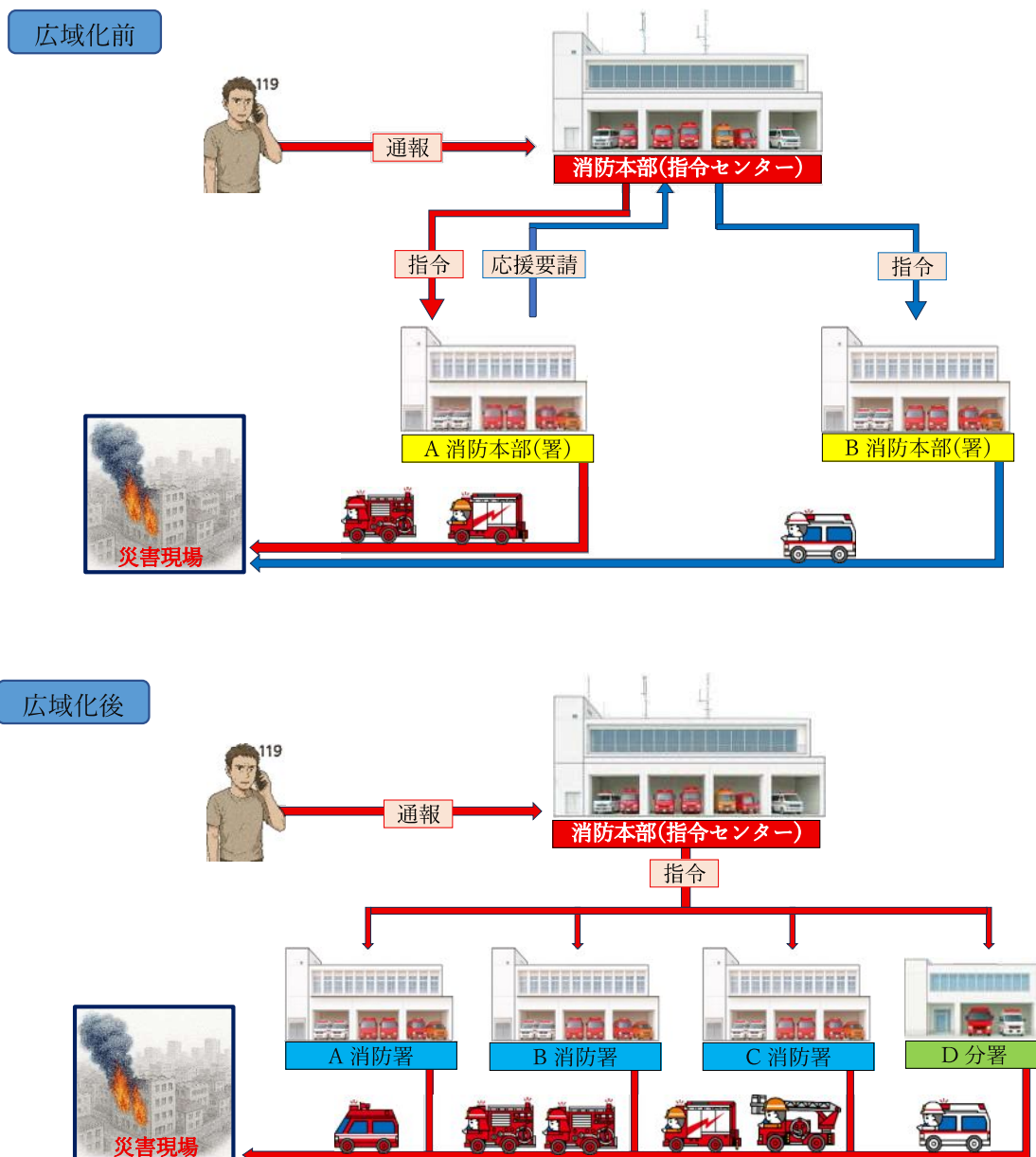


※令和6年版消防白書参照

2 消防広域化によるメリット

(1) 初動体制の強化

広域化により、複数の消防署が連携されることで、人的・物的資源を効果的に共有できるようになります。これにより、迅速な初動対応が可能となり、大規模災害や複雑な事故にも即応できる体制が整います。また、広域的な指揮統制や情報共有の強化により、現場での意思決定や指揮が円滑に行われ、初動の混乱を抑制することができます。



(2) 現場到着時間の短縮

広域化により複数の消防署や拠点が連携する体制が整うことで、出動範囲や隊員の配置を最適化できます。これにより、災害現場への最短ルートでの出動が可能となり、現場到着時間の短縮が期待されます。（※到着時間の算定はP17を参照）

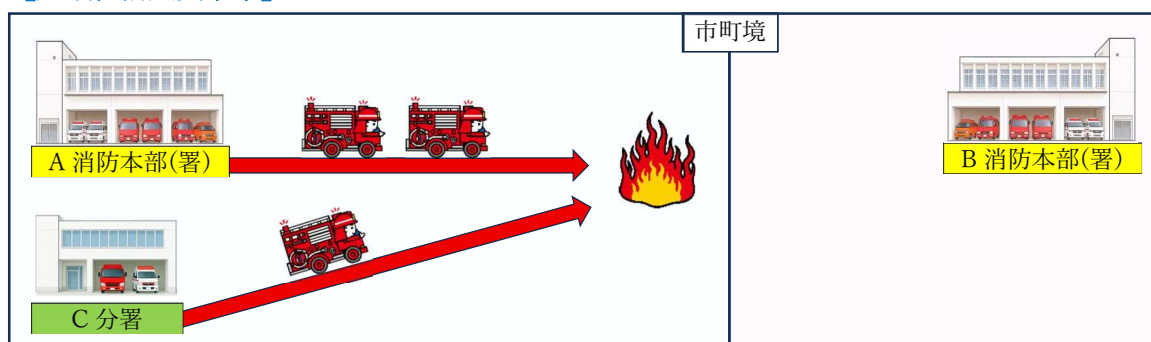
【広域化前救急事案】



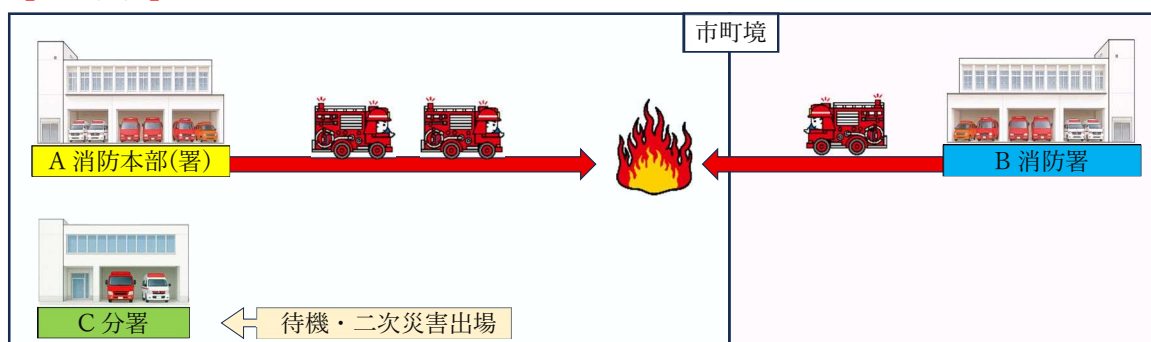
【広域化後】



【広域化前火災事案】



【広域化後】

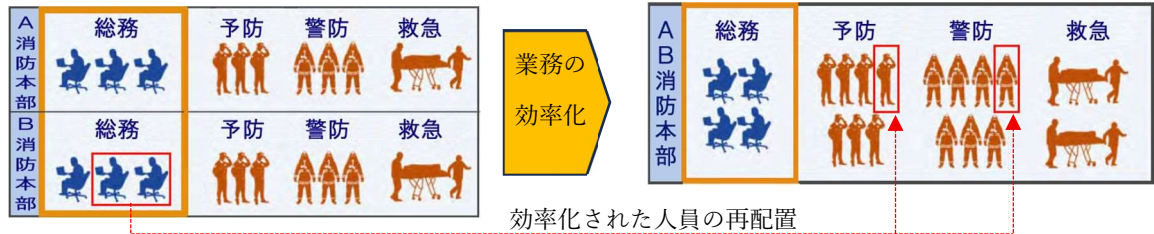


(3) 待機部隊の確保

広域化により、複数の消防署が一体的に運用され、出動計画や人員配置を最適化できます。これにより、出動中の部隊があっても他の拠点から待機部隊を確実に確保し、次の災害に即応できる体制を構築することができます。

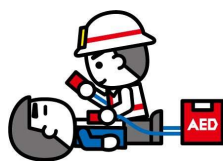
(4) 本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強

消防本部機能を一元化することにより業務の効率化が図られ、それにより生じた人員を現場部門に配置することができ、消防力を増強することができます。

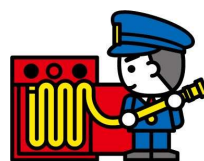


(5) 救急業務及び予防業務の高度化及び専門化

広域化により、住民サービスを直接担当する救急業務や警防業務において、業務の専任化が可能となります。また、近年著しく高度化している救急業務及び予防業務については、職員研修派遣を計画的に実施することにより、新たな救急救命士の育成や予防技術資格者の増員を図るなど、職員の能力向上につながり、より質の高い業務の提供が可能となります。



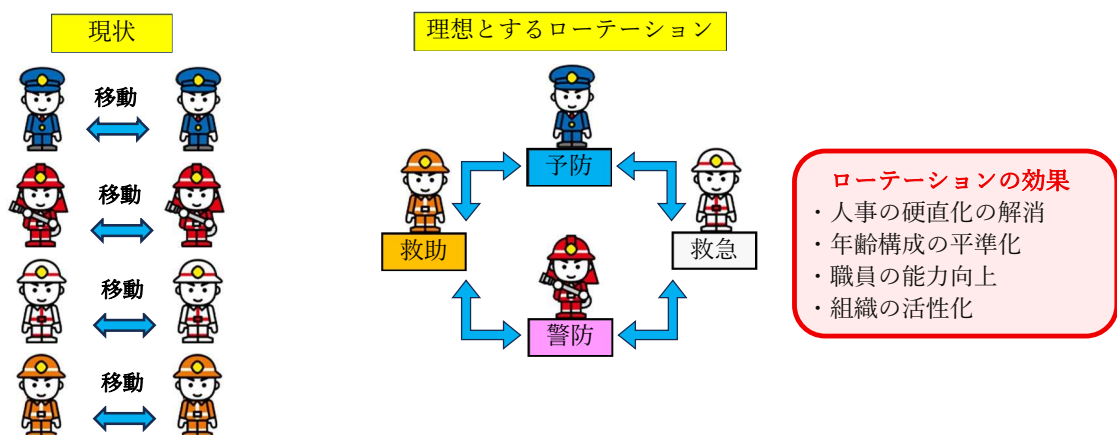
救急救命士の育成



予防技術資格者の育成

(6) 人事ローテーションの効果

広域化により人員を一元管理し、効率的な配置が可能となります。また、人事ローテーションにより隊員は多様な署や業務を経験し、知識と技術を広げることで組織全体の対応力が向上します。



3 消防体制の基盤強化

(1) 高度な資機材等の計画的かつ効率的な整備

広域的な運営体制では、スケールメリットを活かした共同購入や配備計画の最適化が進みます。これにより、限られた財源の有効活用と維持管理コストの削減が実現されるだけでなく、各種災害に応じた最新かつ高度な装備の整備が持続的に行えるようになります。

(2) 高度な部隊の配置

特に特別救助隊の配置については、広域的に活動することで専門的な技術や装備を活かし、特殊災害や大規模災害への即応力が高まります。個々の市町村単位では維持が難しい特別救助隊も、広域運営により計画的・持続的に整備・運用が可能となります。

(3) 人事異動・研修の充実など組織の活性化

広域化により人員規模が拡大することで、適材適所の人事配置が可能となり、職員の経験の幅が広がります。また、研修や資格取得の機会が増え、救急救命士や予防技術資格者など専門性の高い人材を計画的に育成できる体制が整います。これらにより、職員の職務意欲や士気が向上し、組織全体の能力と即応力が底上げされます。

4 財政負担の軽減

(1) 重複投資の効率化

広域化により、各市町村が個別に整備していた消防車両・資機材や消防施設などの重複投資を回避し、必要な装備を計画的かつ効率的に整備できるようになります。これにより、維持管理費や更新費用の抑制が図られ、限られた財源の有効活用が可能となります。また、広域的な運営により予算の一元化と運用の効率化が進み、財政負担の軽減とともに、より質の高い消防・救急体制の整備が持続的に行えるようになります。

5 広域化による効果のまとめ

広域化により、初動体制の強化と救急需要への迅速な対応が可能となり、現場到着時間が短縮されます。また、現場活動要員の増強により大規模災害にも十分な人員と資機材を確保し、統一的な指揮で効率的に対応ができるとともに、高度な資機材の計画的・効率的な整備が進み、特殊災害や広域的な災害への対応力が強化されます。

さらに、人員増により研修や資格取得への派遣が容易となり、救急救命士や特別救助隊員などの専門人材の計画的育成が可能となるほか、適材適所な人事異動による職員の職務意欲向上と組織全体の士気の底上げが図られます。

加えて、広域的な運営によるスケールメリットで資機材や人員の重複投資が抑制され、財政負担が軽減されることで、質の高い消防・救急サービスの持続的な提供と住民の安全・安心の一層の確保が期待されます。

(1) 現場到着時間の算定

総務省消防庁「消防用車両出動シミュレーションシステム」の分析によると、管轄区域の境界付近においては、近隣の消防署所からの出動が早く到着できる箇所があり、広域化による地域住民への消防サービスの向上が図れます。

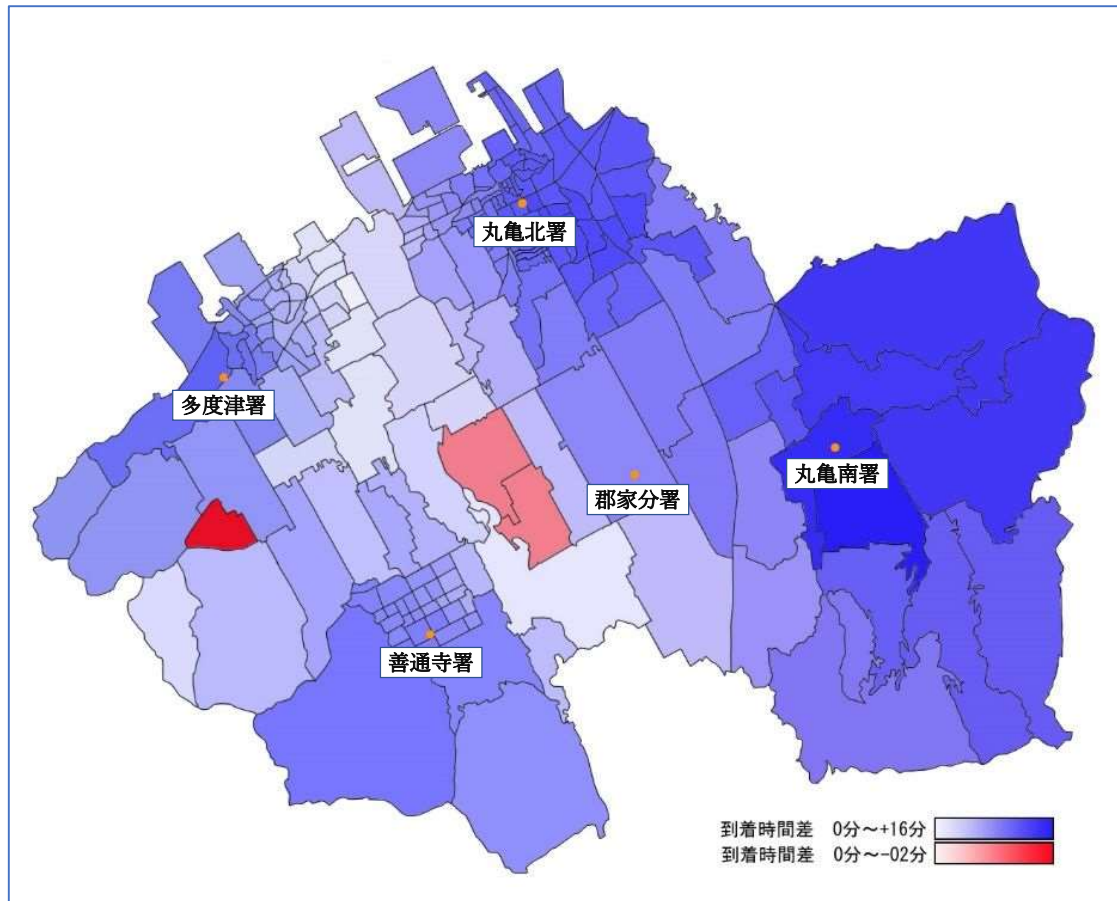


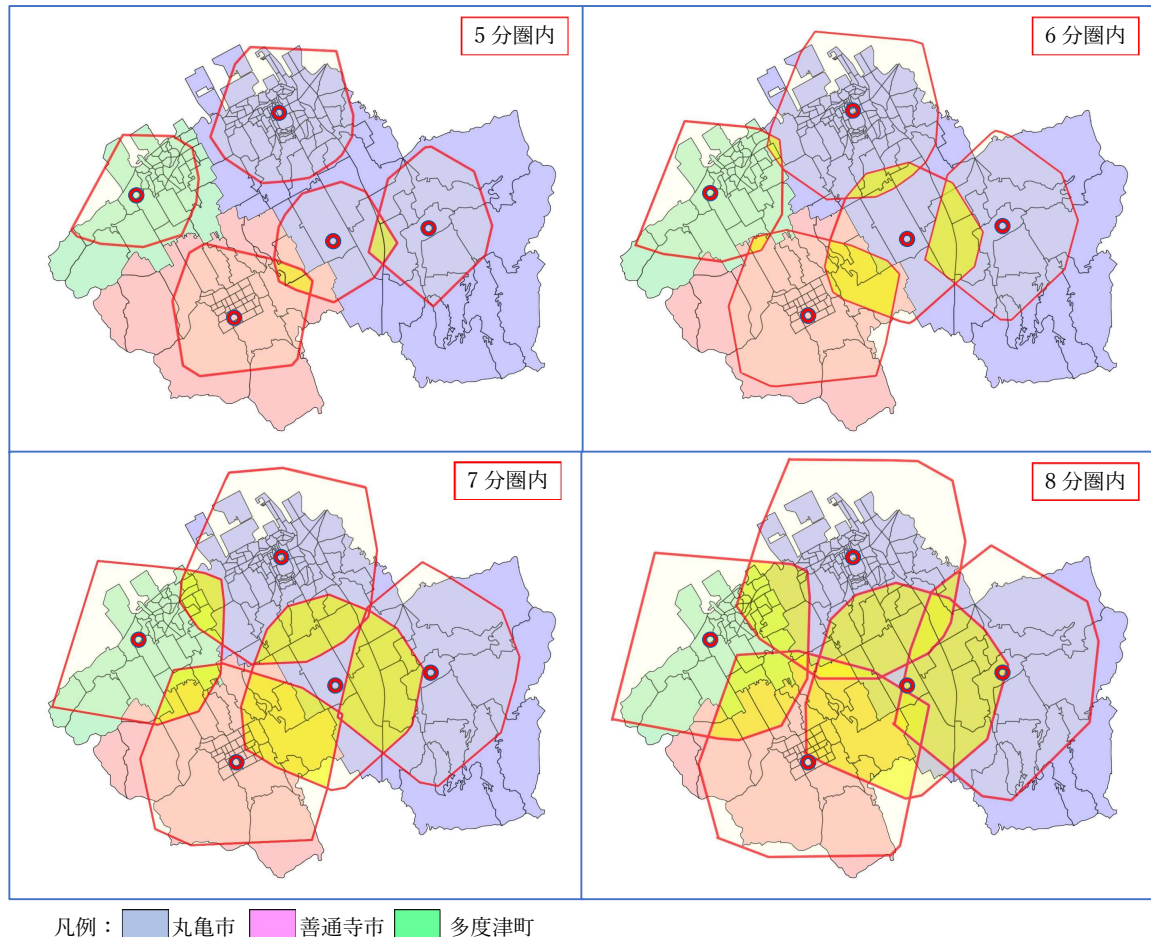
表-1 近隣消防からの到着時間（※1）

発生場所	管轄消防 近隣消防	最遠時間 最短時間	最遠距離 最短距離	到着時間差 (短縮時間)
善通寺市与北町	善通寺署	7 分 13 秒	4,136m	4 分 41 秒
	郡家分署	2 分 32 秒	1,430m	
善通寺市碑殿町	善通寺署	10 分 15 秒	5,688m	4 分 07 秒
	多度津署	6 分 08 秒	2,992m	
丸亀市金倉町	丸亀北署	9 分 03 秒	5,437m	3 分 20 秒
	多度津署	5 分 43 秒	3,413m	
多度津町葛原	多度津署	7 分 44 秒	4,607m	1 分 28 秒
	善通寺署	6 分 16 秒	3,760m	
善通寺市原田町	善通寺署	8 分 30 秒	5,104m	1 分 09 秒
	郡家分署	7 分 21 秒	4,324m	
丸亀市中津町	丸亀北署	5 分 50 秒	3,506m	10 秒
	多度津署	5 分 40 秒	3,366m	
多度津町北鴨二丁目	多度津署	6 分 08 秒	3,603m	0 秒
	丸亀北署	6 分 08 秒	3,655m	

※1 所要時間の算定は、DID人口密度から算出した緊急車両の平均速度 36km と仮定した数値である。
実際の緊急走行時の所要時間は、曜日、時間帯、気象条件等により影響を受けるため、上記で試算した場合の一つの目安といえる。

(2) 現場到着圏内による算定

総務省消防庁「消防用車両出動シミュレーションシステム」を活用し丸亀市、善通寺市、多度津町の各消防署所 5 分～8 分到着圏を分析したところ、消防広域化により一つの署所でカバーできない地域であっても、隣接する市町の署所によって補完されており、管轄区域全体で均一な消防サービスの提供が可能となります。



各署所の 8 分圏内が重複することで、広域的な相互補完体制が構築され、行政区域の境界に縛られることなく、最も近い署所からの迅速な出動が可能となります。この体制により、現場到着所要時間の全国平均 10 分を達成でき、地域住民の安全確保と災害対応力の向上が実現されます。また、一つの署所が既に出動中であっても、隣接市町の署所から即座に応援出動できる体制が整うことにより、同時多発災害や大規模災害時においても、相互応援に依存せず切れ目のない消防力を維持できます。

本分布図が示すように、丸亀市、善通寺市、多度津町の消防広域化は、単なる組織統合にとどまらず、初動体制の強化、現場到着時間の短縮、相互補完体制の確立という実質的な効果をもたらすことが可能となります。特に、最近接署所からの出動原則と重複エリアによるバックアップ体制により、地域住民にとって、より安全で信頼性の高い消防サービスが提供されることが期待できます。

第4章 広域化後の消防の円滑な運営確保に関する事項

1 基本事項

(1) 広域化の方式

広域化の方式については、一部事務組合とする。

(2) 共同処理事務

広域化後の共同処理事務は以下のとおりとする。

ア 消防に関する事務（消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。）

イ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務

(3) 広域化のスケジュール

令和7年4月に丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会を設置。令和9年4月1日を目標期日として定め、計画的に協議を進めるとともに速やかに広域化を図るものとする。（資料1参照）

2 組織

(1) 消防本部の位置

広域化前の丸亀市消防本部（丸亀市大手町二丁目1番37号）を広域化後の本部の位置とする。

(2) 組合・消防本部名及び消防署の名称

組合名称は「中讃広域行政事務組合」とし、消防本部名は「中讃広域消防局」とする。消防署は、地域住民にとって身近な存在であることから、消防署の名称は大幅な変更は加えないものとし、以下のとおりとする。

広域化前の名称		広域化後の名称	
丸亀市消防本部	丸亀市北消防署	中讃広域消防局	丸亀北消防署
	丸亀市北消防署 郡家分署		丸亀北消防署 郡家分署
	丸亀市南消防署		丸亀南消防署
善通寺市消防本部	善通寺市消防署		善通寺消防署
多度津町消防本部	多度津町消防署		多度津消防署

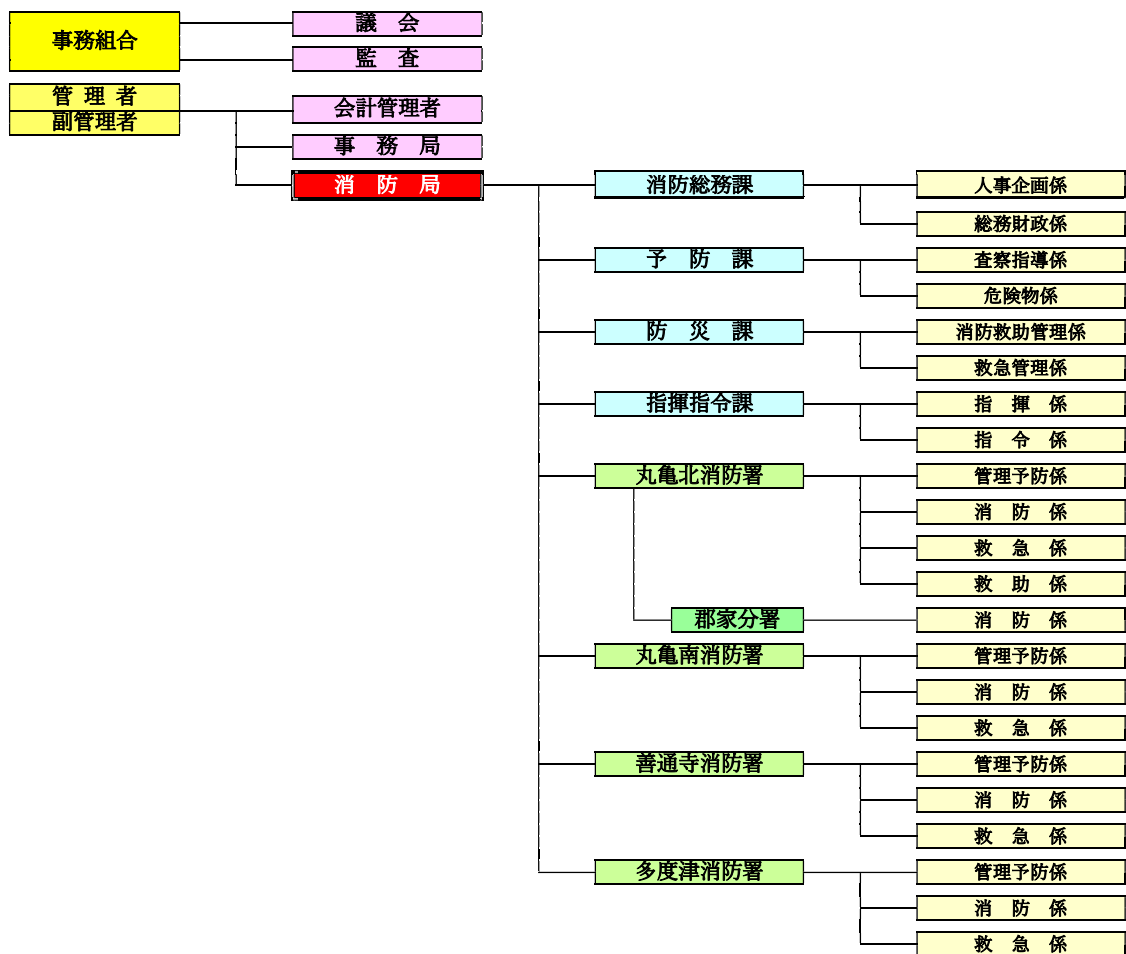
(3) 消防本部及び消防署の組織、事務分掌等

消防本部の組織は、広域化前の3消防本部で行っている、総務、予防、防災の3部門を本部に集約し、既に共同で運用している指令部門を加えた4部門を基本とした組織体制とする。

消防署の組織は、4消防署1分署とする。

事務分掌等は、広域化前の3消防本部の事務分掌を基本とし、広域化に伴う新たな事務事項を追加し、広域化時の組織・機構等を勘案し、事務分掌の見直しを実施する。

○広域化後の組織機構図



(4) 署所配置

広域化時の消防署所の配置（位置）は、現行のとおりとする。ただし、将来的に、現場到着所要時間の短縮、署所管轄面積の平準化、各地域の将来の人口見込み、商業施設・住宅等の防火対象物の建設状況等を総合的に勘案した上で署所配置の検討をする。

(5) 消防署所の管轄区域

各種申請や届出に関連する管轄区域については、地域住民の利便性にも関わることから、現行の消防本部の管轄区域とする。

救急指令に関しては、直近指令とし、災害時の出動範囲については、現場到着時間の短縮や効果的な災害活動の実現を念頭に調整する。

(6) 消防本部の権限、決裁等

消防事務における権限の多くが市町長及び消防長にあるが、広域化に伴い1本部4消防署1分署体制となることから、住民サービスが低下することがないよう、本部権限の一部を各消防署に委譲し事務が専決できる体制を構築する。

(7) 部隊運用等

部隊運用は、初動時の部隊投入、待機部隊の確保及び出動区域を考慮した上で調整す

る。効果的で迅速な消防活動を行うためには、現場到着所要時間の短縮を図るとともに、災害の規模に応じた部隊の投入と二次的災害に対応できるよう出動状況に応じた待機部隊を確保する。

(8) 勤務形態及び勤務時間

ア 勤務形態

毎日勤務者及び交替制勤務者（2 部制）とする。

イ 勤務時間

勤務時間は以下のとおりとする。

（ア） 毎日勤務の勤務時間は、1 日につき 7 時間 45 分（1 週間あたり 38 時間 45 分）とし、始業時間は午前 8 時 30 分、終業時間は午後 5 時 15 分とする。

（イ） 交替制勤務の勤務時間は、1 回の勤務あたり 15 時間 30 分とし、始業時間は午前 8 時 30 分、終業時間は翌午前 8 時 30 分とする。（4 週間を超えない範囲内の期間につき 1 週間あたり 38 時間 45 分、4 週間につき 8 日の週休日）

(9) 職員定数

2 市 1 町消防本部管轄区域の人口、消防署所数、保有車両数等を基礎とし、国が示す「消防力の整備指針」に基づき必要職員数を算定した結果、広域再編後における必要職員数は 301 名となる。

一方、現行の 2 市 1 町消防本部の実員数は、208 名であり、国の基準を大きく下回っている状況にある。広域再編により、災害発生時の初動体制は強化されることが見込まれるが、近年、激甚化する自然災害や、複雑・多様化する救急・救助事案等に対応するためには、指揮隊や特別救助隊等、高度な専門性を備えた部隊の創設が必要とされている。

また、職員の専門性を強化するための教育入校や他機関への派遣、育児休暇の取得によるワークライフバランスの確保、役職定年者の増加による職員の高齢化と現場活動への不安など、実働人員の低下を招く課題も多い。

これらの状況を総合的に勘案し、職員定数については 225 名を確保することとし、消防力の一層の強化を図るものとする。

なお、今後の消防を取り巻く社会経済情勢を踏まえ、必要に応じて定数を見直すものとする。

(10) 採用計画

今後の定年延長及び大量退職によって災害対応力（消防力）に支障をきたさぬよう職員採用計画を策定する。採用計画は、消防本部の組織、職員定数を勘案し適宜見直すものとする。

(11) 職員配置

本部機能の統合により効率化された人員を現場部門へ再配置し、消防力の充実強化、消防活動全般の機動力向上及び各部隊の専任体制など消防業務の効率化を図るものとする。

(12) 議員定数

広域消防事務が中讃広域行政事務組合の既存の枠組みに追加されることを踏まえ、中讃広域行政事務組合の制度・運用が適用されるものとする。

(13) 議員選挙方法

広域消防事務が中讃広域行政事務組合の既存の枠組みに追加されることを踏まえ、中讃広域行政事務組合の制度・運用が適用されるものとする。

(14) 議会運営等

広域消防事務が中讃広域行政事務組合の既存の枠組みに追加されることを踏まえ、中讃広域行政事務組合の制度・運用が適用されるものとする。

(15) 監査委員

広域消防事務が中讃広域行政事務組合の既存の枠組みに追加されることを踏まえ、中讃広域行政事務組合の制度・運用が適用されるものとする。

(16) 公平委員会

広域消防事務が中讃広域行政事務組合の既存の枠組みに追加されることを踏まえ、中讃広域行政事務組合の制度・運用が適用されるものとする。

3 人事管理等

(1) 任用、人事等

2市1町の消防職員は、一旦退職手続きのうえ、広域化後の職員として任用する。身分の切替えに際しては、職員に不安を与えないように、心情に十分配慮し各職員には、事前に諸条件を明示しておく。

なお、辞令の交付については、退職時は各市町の取扱いによるものとし、採用時には採用辞令を交付する。なお、勤務継続年数等については、新組織に引き継ぐものとする。

(2) 職員給与の調整

給料は以下のとおりとする。

ア 広域化時の給料表は、丸亀市の行政職俸給表(一)とし8級制とする。

イ 広域化時の給料は、広域化直前に支給されている各職員の級号給及び給料月額を基礎として、不利益が生じないよう切替えるものとする。切替に当たっては、基礎となる額の「同額又は直近上位」に位置付けることを原則に切替えるものとし、調整が必要な場合は個別に対応する。

なお、多度津町消防職員については、初任給基準表において消防職の特殊性を踏まえた一般行政職からの4号給加算が行われておらず、給与水準の均衡を図る必要があることから、広域化前の級号給に4号給を加算する。

(3) 諸手当等

広域化後は、それぞれの消防本部の職員が同じ職場で同じ職務に従事するため、諸手当は同一の支給額（率）として、現在の中讃広域行政事務組合の制度に基づき決定する。

中讃広域行政事務組合の制度に統一する手当は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤

手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、退職手当とする。

中讃広域行政事務組合に、消防の特殊勤務手当の制度がないことから丸亀市消防本部の特殊勤務手当の制度に統一する。なお、広域化後の過渡期（３年間）に限り、消防業務調整手当を設ける。また、管理職手当及び管理職特別手当については、給与の８級制運用と合わせ丸亀市の制度に統一する。

(4) 職名及び階級

消防局長の階級は、消防正監とする。階級と職名は密接な関係があり、現在３消防本部における職名と階級は、各消防本部において相違があるため広域化後は統一を図る。

○職名及び階級

職 名	階 級
消防局長	消防正監
統括次長・次長	消防監
課長・署長・主幹	消防司令長
分署長・課長補佐・副署長・署長補佐・副主幹	消防司令
副主幹・係長・主査	消防司令補
主事	消防士長・消防副士長・消防士

(5) 教育訓練・研修等、消防機関等への派遣、階層別研修、資格取得

教育訓練・研修等については、教育訓練・研修等社会環境の変化に対応し、常に社会的要請に応える職員を育成することを基本とし、計画的に実施する。広域化後は、人材育成計画を策定し、知識・技術の習得に加え、職員の規範意識や人間性の向上も重視した研修を実施する。

専門能力の向上については、専門職員の育成として

ア 消防業務の高度化・専門化に対応するため、香川県消防学校、消防大学校、救急救命研修所等の研修機関を積極的に活用し、人材育成を行う。

イ 消防署所に指導救命士を配置し、救急隊員の育成のために指導救命士の育成を計画的に行う。（将来的には、防災課や指揮指令課にも指導救命士を配置することを検討する。）組織運営能力の強化については、組織の運営に必要な階層別研修等を計画的に実施する。資格取得の推進は、救急救命士、予防技術資格者、大型自動車免許など、職務上必要な資格取得を支援していく。

(6) 貸与物品等

貸与物品については、統一を図ることとする。なお、広域化前に貸与されていた物品で広域化後も引き続き使用可能なものについては、一定の猶予期間を設けて引き続き使用できることとする。

(7) 庶務

消防庶務業務の一元化により、人員の効率化、専門化を図るものとする。

4 施設整備

(1) 消防力整備計画

施設の改築及び改修並びに消防車両、資機材の配備及び更新については、管内の人口推移や社会情勢を見据えながら、消防力の強化とスケールメリットを両立させた消防力整備計画を広域化後早期に策定する。一方、当面の消防車両等の配備計画については、広域化までに策定する。

(資料 2 参照)

(2) 通信施設

通信指令施設については、現在 2 市 1 町で運用している中讃消防指令センターの施設を引き続き使用し、広域運用に対応できるよう必要な改修を行った上で運用するものとする。

(3) 消防水利

共同処理事務から除外した消防水利の設置、維持及び管理に関する事務については、原則として各市町が実施すべき事務であるものの、消防団事務と同様に、各市町が個別に実施するよりも、消防本部が一体的に実施する方が合理的であると考えられる。このことから、各市町の責任を残しつつ、当該除外した一部の事務の執行については、消防本部が実施するものとする。

(4) 電算システム

消防本部における業務を円滑に遂行するため、各施設を相互に接続するネットワークを構築し、組織間での情報共有及びデータ連携を安全かつ安定的に行える環境を整備する。

併せて、セキュリティ対策及びアクセス制御を徹底することにより、機密性・信頼性の高いネットワーク運用を確保し、業務の質的向上を図る。

また、共通の業務システム導入を検討し、積極的に DX 化を推進することで、効率的な事務処理体制を構築するものとする。

5 財政・財産

(1) 経費の負担方法

常備消防費（離島救急に係る経費を除く）については、2 市 1 町において、前年度の消防費に係る基準財政需要額割による按分経費とする。

常備消防費の内、離島救急患者輸送事業に係る経費については、離島を有する丸亀市、多度津町の 1 市 1 町で負担する。なお、年間委託に要する経費は、実績による按分とし、年間委託に要する経費以外の経費については、それぞれの市町の管轄する離島において生じた経費をそれぞれの市町が負担する。

消防施設費の自動車等整備費については、2 市 1 町において、前年度の消防費に係る基

準財政需要額割による按分経費とする。

消防施設費の施設修繕費については、次のとおりとする。

ア 事業費が、1件あたり500万円未満の事業の修繕に要する経費については、2市1町において、前年度の消防費に係る基準財政需要額割による按分経費とする。

イ 事業費が、1件あたり500万円以上の事業の修繕に要する経費については、経過措置として広域化後10年間は、広域化前に当該施設を所有していた市町の負担とする。11年目以降については、広域化後の施設の配置計画等の検討状況を勘案し、広域開始後10年の間に、その負担方法について協議する。

ウ 広域化後の消防本部庁舎の4階及び5階部分は、本部機能となるため広域開始時から当該施設に係る修繕に要する経費については、2市1町において前年度の消防費に係る基準財政需要額割による按分経費とする。なお、庁舎全体に係るものは、本部と丸亀北署の面積按分により本部部分については本区分に含める。

○面積按分表

階	施設名	所管する団体	割合
6階	情報センター	中讃広域行政事務組合構成市町	1/6
4・5階	消防局（本部）	丸亀市・善通寺市・多度津町	2/6
1～3階	北消防署	丸亀市	3/6

消防施設の改良費については、2市1町において、前年度の消防費に係る基準財政需要額割による按分経費とする。

消防施設の整備費については、施設の整備計画等を勘案し、別途協議して定めるものとする。

非常備消防費、消防水利費については、それぞれの市町で負担するものとする。

社会情勢の変化等、特別の事由により必要が生じた場合には、2市1町それぞれの申し出により、経費の負担方法に関して、再度協議することができることとする。

(2) 財産の取扱い

財産の取扱いは次のとおりとする。

ア 土地については、組合に無償貸付を行う。所有権は市町のままとする。

イ 庁舎、車両、資機材については、組合に無償譲渡とする。

ウ 庁舎付属物品については、組合に無償譲渡する。

エ 工作物（防火水槽）については、各市町のままで組合に無償貸付とする。

オ 工作物（庁舎附帯施設）については、組合に無償譲渡とする。

なお、庁舎内に組合へ譲渡できない市町の設備等が設置されているため、広域化までに取扱いについての調整を図ることとする。

(3) 債務の取扱い

広域化前の債務は各市町がそれぞれ負担し、広域化後の債務は広域消防組織において負担する。

6 消防団との連携

(1) 消防団との協力体制（消防団事務）

消防団に関係する事務は構成市町の所管とし、構成市町からの委託を受けて消防本部が事務を執行することとする。事務の執行にあたっては、本部担当部所をはじめ消防署所が係り、現状と同様に関係を密に図るものとする。

委託による事務内容については、広域化前の事務を基本とし構成市町と協議により広域化までに決定するものとする。

広域化における消防団との平常時の協力体制は、常備消防と消防団が研修や訓練を通じて現在の協力体制を維持するものとする。

(2) 消防団との連携

消防団は地域に密着した消防防災活動を行うことから、広域化後も構成市町の消防団と緊密な連携を確保するため、構成市町を管轄する消防署所で訓練、研修及び役員会等を実施する。

災害対応については、消防団は市町の長及び消防局長又は所轄消防署長の指揮の下に行動するものとし、現場での連携体制及び招集方法についても現行のままとする。また、各構成市町に応じた災害対応能力及び地域防災力の向上を図り、引き続き訓練や研修を行うこととする。

7 防災・国民保護部局との連携確保

(1) 災害対策本部との連携

災害対策本部との連携については、現在と同様に緊密な連携を維持するものとする。また、市町からの要請に基づき、消防局長又は消防署長が指名する消防職員を災害対策本部に派遣するものとする。

なお、消防対策本部との情報共有をより効率的に行うため、消防職員が携行する情報共有ツール（指揮タブレット等）については、広域化までに整備するものとする。

(2) 防災部局との連携

各市町の防災部局には、必要に応じて消防職員を派遣するものとする。

また、防災及び国民保護等に関する調整を図るとともに、各市町の関係部局（警察、自衛隊等を含む）との密接な連携体制を構築するものとする。

8 消防協力団体との連携

各市町女性防火クラブの事務局は予防課とし、運営は各消防署で行うものとする。なお、善通寺市少年消防クラブ及び善通寺市危険物安全協会の事業は善通寺消防署にて行うものとし、多度津少年消防クラブの事業は多度津消防署で行うものとする。

9 補助金・交付金等

市・町離島救急患者輸送費補助金の所管については、広域開始までに調整を図る。なお、

離島救急患者輸送業務を消防本部で実施することから、補助金の申請事務については、消防本部で行う。また、香川県離島救急患者輸送費補助金についても同様の取扱いとする。

消防団に関する補助金及び交付金の事務については、広域開始までに調整を図る。

新たに補助制度を設ける場合は、原則として管轄区域である2市1町全域を対象とする。

補助金及び交付金のあり方については、目的、効果や社会情勢など総合的に勘案しながら、見直しを行うものとする。

10 予算・契約等

(1) 予算

予算については組織・規模が大きくなることから丸亀市消防本部の歳出予算事業分類をベースとする。

(2) 契約事務

契約に関する事務処理については、中讃広域行政事務組合が丸亀市契約規則を準用していることから同様に扱うものとする。

入札については、中讃広域行政事務組合の入札参加資格者名簿を利用し、消防総務課で実施することとする。

設計を伴う工事については、中讃広域行政事務組合の併任辞令を受けている関係市町の専門技師による確認業務を依頼し、工事を施工する。

その他として中讃広域行政事務組合で一括契約ができる業務については、中讃広域行政事務組合で一括契約するものとする。また、消防本部で契約が必要な車両や資機材の保守点検、業務委託など統一可能な業務については、広域開始までに統一・見直しを行い、消防総務課で契約を行う。

11 組合格約

中讃広域行政事務組合格約を一部変更し、消防事務を新たに追加するものとする。条例及び規則についても新たに整備するものとする。

第5章 消防広域化の検討体制と経過

1 協議会設立

令和7年4月1日 協議会設立

2 協議会等の開催状況

(1) 丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会

構成員：構成市町の長

*オブザーバー 香川県危機管理総局長、中讃広域行政事務組合事務局長

	開催日	開催場所	備考
第1回	令和7年 5月20日	丸亀市役所	
第2回	令和7年 8月13日	丸亀市消防本部	
第3回	令和8年 1月30日	丸亀市消防本部	
第4回	令和8年 6月 1日	丸亀市消防本部	
第5回	令和8年 7月 6日	丸亀市消防本部	

(2) 丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化幹事会

構成員：構成市町の消防本部の長

構成市町の総務・財政・企画・防災・人事を所管する部署の長

*オブザーバー 香川県危機管理課長、中讃広域行政事務組合事務局長

	開催日	開催場所	備考
第1回	令和7年 7月24日	善通寺市消防本部	
第2回	令和7年12月15日		書面決議
第3回	令和7年12月26日	善通寺市消防本部	
第4回	令和8年 5月14日	善通寺市消防本部	
第5回	令和8年 6月25日	善通寺市消防本部	

(3) 丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化専門部会

構成員：構成市町、消防本部総務、財政、消防の課長級

構成市町の総務・財政・企画・防災・人事を所管する部署の長を補佐する職

*オブザーバー 中讃広域行政事務組合

部会名	総務部会	財政部会	消防部会
回数	5回 (書面1回、Web1回)	3回 (書面1回、Web1回)	4回 (書面1回)

(延べ実施回数12回)

(4) 丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化作業部会等

作業部会：総務、財政、警防、予防、指令、救助、救急(延べ実施回数 53回)

給与制度検討WG：延べ回数7回

資料 1 消防広域化スケジュール

年 度	消防広域化スケジュール	
令和 7 年度	4 月 消防広域化協議会（設立）	広域消防運営計画策定
	5 月 第 1 回消防広域化協議会	
	7 月 消防広域化重点地域に指定	
	8 月 第 2 回消防広域化協議会	
	1 月 第 3 回消防広域化協議会	
令和 8 年度	6 月 第 4 回消防広域化協議会	
	7 月 第 5 回消防広域化協議会	
	7 月 広域消防運営計画について	
	8 月 中讃広域行政事務組合議会 規約	
	9 月 市町 規約変更の議決	
	10 月 香川県知事の許可	
	11 月 第 6 回消防広域化協議会	
令和 9 年度	3 月 第 7 回消防広域化協議会 消防広域化協議会（解散）	
	令和 9 年 4 月 1 日 消防広域化開始	

資料2 広域化後の消防車両更新計画

番号	配置 消防署	車種別	更新 基準 年限	令和7年度	令和8年度	広域化1	広域化2	広域化3	広域化4	広域化5	広域化6	広域化7	広域化8	広域化9	広域化10
				2025	2026	令和9年度 2027	令和10年度 2028	令和11年度 2029	令和12年度 2030	令和13年度 2031	令和14年度 2032	令和15年度 2033	令和16年度 2034	令和17年度 2035	令和18年度 2036
1	丸亀北	水槽付消防ポンプ自動車	17	11	12	13	14	15	16	17	更新	2	3	4	5
2	丸亀北	消防ポンプ自動車	17	15	16	17	更新(緊)	2	3	4	5	6	7	8	9
3	丸亀北	消防ポンプ自動車	17	10	11	12	13	14	15	16	17	更新	2	3	4
4	丸亀北	消防ポンプ自動車	17	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	更新	2
5	丸亀北	救助工作車	17	16	17	18	19	更新(緊)	2	3	4	5	6	7	8
6	丸亀北	化学車	21	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	更新	2
7	丸亀北	水難救助車	15	16	17	18	更新予定	2	3	4	5	6	7	8	9
8	丸亀北	はしご車	21	14	15	16	廃車								
9	丸亀北	指揮車	12	4	5	6	7	8	9	10	11	12	17	更新(緊)	2
10	丸亀北	薬液搬送車	15	15	16	17	18	更新予定	2	3	4	5	6	7	8
11	丸亀北	資機材搬送車	15	19	20	更新予定	2	3	4	5	6	7	8	9	10
12	丸亀北	燃料給油車	—	総務省無償貸与車両											
13	丸亀北	機動連絡車	—	総務省無償貸与車両											
14	丸亀北	救急車	9	7	更新	2	3	4	5	6	7	8	更新(緊)	2	3
15	丸亀北	救急車	9	1	2	3	4	5	6	7	8	更新	2	3	4
16	丸亀北	救急車(非常)	9	14	15	廃車									
17	丸亀北	火災原因調査車	12	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	更新予定
18	丸亀北	予防広報車	12	6	7	8	9	10	11	12	更新	2	3	4	5
19	丸亀北	指揮車	12	18	更新(緊)	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
20	丸亀北	人員搬送車	21	29	30	更新予定	2	3	4	5	6	7	8	9	10
21	丸亀北	連絡車	12	10	11	12	13	14	15	16	更新予定	2	3	4	5
22	丸亀北	広報車	12	10	11	12	13	14	15	更新予定	2	3	4	5	6
23	丸亀郡家	消防ポンプ自動車	17	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
24	丸亀郡家	消防ポンプ自動車	17	17	18	19	廃車								
25	丸亀郡家	ホース延長車	15				新規	2	3	4	5	6	7	8	9
26	丸亀郡家	救急車	9	更新	2	3	4	5	6	7	8	更新	2	3	4
27	丸亀郡家	連絡車(緊急車両)	12	15	16	17	18	19	20	更新予定	2	3	4	5	6
28	丸亀南	水槽付消防ポンプ自動車	17	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
29	丸亀南	消防ポンプ自動車	17	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	更新
30	丸亀南	消防ポンプ自動車	17	12	13	14	15	16	17	更新(緊)	2	3	4	5	6
31	丸亀南	消防ポンプ自動車	17	13	14	15	16	17	廃車						
32	丸亀南	救助工作車	17	13	14	15	16	17	廃車						
33	丸亀南	指揮車	12	6	7	8	9	10	11	12	用途検討	2	3	4	5
34	丸亀南	ホース延長車	15	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	更新
35	丸亀南	水槽車	21	18	19	善通寺へ配置換え									
36	丸亀南	資機材搬送車	15	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
37	丸亀南	火災原因調査車	12	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
38	丸亀南	救急車	9	9	10	更新	2	3	4	5	6	7	8	更新(緊)	2
39	丸亀南	救急車	9	6	7	8	更新	2	3	4	5	6	7	8	9
40	丸亀南	連絡車	12	20	21	22	更新予定	2	3	4	5	6	7	8	9
41	善通寺	救助工作車	17	9	10	11	12	13	14	15	16	17	廃車		
42	善通寺	水槽付消防ポンプ自動車	17	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
43	善通寺	消防ポンプ自動車	17	20	21	22	廃車								
44	善通寺	消防ポンプ自動車	17	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	更新(緊)	2
45	善通寺	指揮車	12	4	5	6	7	8	9	10	11	12	廃車		
46	善通寺	予防調査車	12	6	7	8	9	10	11	12	用途検討	2	3	4	5
47	善通寺	ホース延長車	15	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
48	善通寺	屈折はしご車	21	8	9	10	丸亀北へ配置換え								
49	善通寺	水槽車	21				丸亀南から配置換え	22	更新予定	2	3	4	5	6	7
50	善通寺	救急車	9	13	14	廃車									
51	善通寺	救急車	9	4	5	6	7	8	更新(緊)	2	3	4	5	6	7
52	善通寺	救急車	9	17	更新	2	3	4	5	6	7	8	更新	2	3
53	善通寺	事務連絡車	12	7	8	9	10	11	12	13	14	15	更新予定	2	3
54	善通寺	広報車	12	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	更新予定
55	多度津	水槽付消防ポンプ自動車	17	9	10	11	12	13	14	15	16	17	更新	2	3
56	多度津	救助工作車	17	4	5	6	7	8	9	10	11	12	善通寺へ配置換え		
57	多度津	消防ポンプ自動車	17	16	17	18	廃車								
58	多度津	消防ポンプ自動車	17	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
59	多度津	搬送車	15	12	13	14	15	16	更新	2	3	4	5	6	7
60	多度津	指揮車	12	25	26	廃車									
61	多度津	指揮車	12	17	18	19	20	21	用途検討	2	3	4	5	6	7
62	多度津	広報車	12	9	10	11	12	更新	2	3	4	5	6	7	8
63	多度津	救急車	9	9	10	11	更新	2	3	4	5	6	7	8	9
64	多度津	救急車	9	更新	2	3	4	5	6	7	8	更新	2	3	4

